

令和 3 年 5 月 1 4 日

保護者 様

安城市立桜井小学校長

鈴木 佳樹

緊急事態宣言期間、及び宣言解除後における教育活動について（お知らせ）

新緑の候、日頃は、本校の教育活動に対して、深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、5月7日に愛知県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、知事から緊急事態措置が発出されました。このことに伴い、児童が安心、安全な学校生活を送ることができるように、下記のように、現段階でできる最大限の対策を講じながら、教育活動を進めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 内容の見直しや延期する教育活動

以下の行事は、飲食の内容や方法等にかかわる内容等の見直しを含め、消毒や換気等の感染症対策を徹底した上で、適切に実施します。

- ・自然教室（5年）
- ・遠足（1・2・3年）
- ・プラネタリウム見学（4年）

2 中止とする教育活動

（1）ごみ処理施設見学（クリーンバス）について（4年）

- ・施設環境の状況により、今年度は中止とします。貸し出し用のDVDの視聴をして、見学学習の補充をします。

（2）水泳授業について

- ・プール内での会話や発声を行わないこと、密集を避けること、更衣室での身体的距離を確保することが極めて困難な状況になります。宣言解除後も児童の安心、安全が確保できないため、今年度は中止とします。夏休み中のプール開放も中止とします。
- ・6月22日の救急法講習会へのPTAの方の参加もとりやめとします。

（3）授業参観、ピカピカボランティアについて

- ・参観による多数の人の交流、過密な状況が生じるため、6月5日の授業参観、ピカピカボランティアは中止とします。
- ・6月5日（土）の授業は計画通り実施し、11:30～一斉下校となります。
- ・6月7日（月）は、計画通り代休とします。
- ・6月5日のPTA役員会、実行委員会、評議員会は紙面開催とします。打ち合わせが必要な委員会等がある場合は、個別に連絡させていただきます。